

# 北海道教育大学教学アセスメント実施の方針（アセスメント・ポリシー）

（令和元年12月24日制定）

（令和3年3月25日改正）

（令和4年2月10日改正）

（令和5年3月30日改正）

北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項（以下「自己点検評価実施要項」という。）第2条、第5条及び別紙に基づき、学生の学修成果等の評価（以下「教学アセスメント」という。）について、以下のとおり定める。

## 1 目的

一人一人の学生が、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める能力を身に付けることができていることを実感し、エビデンスをもって説明できるようにするとともに、大学がPDCAサイクルに基づき適切に教育改善を進めるため、教学アセスメントを行う。

## 2 方法

別紙に定める点検・評価項目により、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定められている到達目標の達成状況及び教育課程の実施状況等を点検・評価する。

なお、具体的な実施方法は別に定める。

## 3 実施組織

（1）教学アセスメントは、教育委員会が行う。

（2）教育委員会は、各校及び大学院の各専攻が設置した教学アセスメントを担う委員会に課程・学科・専攻・分野レベルの点検・評価を指示する。

### 附 記

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 記

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 記

この方針は、令和4年2月10日から施行する。

### 附 記

この方針は、令和5年3月30日から施行する。

## 別紙

番号	点検・評価項目	内容・手法	観点	対象	周期	組織
1	シラバス	・自己点検評価実施要項評価基準15により点検する。	・自己点検評価実施要項評価基準15のとおり	シラバス	1年	教育委員会及びキャンパス等教学アセスメント委員会*
2	成績評価	・自己点検評価実施要項評価基準25により点検する。	・自己点検評価実施要項評価基準25のとおり	成績評価	1年	教育委員会及びキャンパス等教学アセスメント委員会
3	授業評価	・授業評価結果を点検する。	・シラバスと授業内容の整合性・適切な授業内容・形態, 学習指導法 ・成績評価の公正性, 厳格性, 客観性 ・適切な学習成果・成長実感・満足度	在学生	学期ごと	教育委員会及びキャンパス等教学アセスメント委員会
4	新入生調査	・アンケート結果を点検する。	・進学理由・本学への期待	1年生	1年	教育委員会
5	大学生学習調査	・アンケート結果を点検する。	・学習意欲 ・実学習時間の把握 ・成長実感・満足度 ・DPに掲げる能力等の修得度	在学生	1年	教育委員会
6	卒業時・修了時調査	・自己点検評価実施要項評価基準33により点検する。	・自己点検評価実施要項評価基準33のとおり	卒業・修了生	1年	教育委員会
7	卒業・修了生からの意見聴取	・自己点検評価実施要項評価基準34により点検する。	・自己点検評価実施要項評価基準34のとおり	卒業・修了生	3年	教育委員会
8	卒業生・修了生の就職先からの意見聴取	・自己点検評価実施要項評価基準35により点検する。	・自己点検評価実施要項評価基準35のとおり	卒業・修了生の就職先	3年	教育委員会

※キャンパス等教学アセスメント委員会：各校及び大学院各専攻が設置する教学アセスメントを担う委員会